

介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス・通所型サービスの基準

杉並区保健福祉部 高齢者施策課
高齢者在宅支援課
介護保険課



1 訪問型サービス(第1号訪問事業)

事業の対象者・サービス内容

	介護予防訪問事業	自立支援訪問事業	訪問型短期集中プログラム
対象者像	<ul style="list-style-type: none"> 移動能力や認知機能等の低下により、専門職による身体介護を伴う支援が必要とされるケース 既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められたケース 	移動能力の低下により、日常的な家事に支援を必要とされるケース(認知機能の低下がなく、必要とする支援の内容を自分で判断できるケース)	体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援が必要、かつ短期間で改善が見込めるケース
サービス内容	身体介護 <ul style="list-style-type: none"> 入浴介助、買い物に伴う移動介助等、利用者の身体に直接接触れる介助等 ADLの意欲の向上のために利用者と共に 行う自立支援のためのサービス 生活援助 掃除、買い物等 生活援助のみの場合は自立支援訪問事業へ	生活援助 掃除、買い物等 (サービス内容は介護予防訪問事業の生活援助と同じ)	身体機能の改善、ADL・IADLの自立を目標に、 保健・医療の専門職 (保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士)が3～6カ月の 短期間・集中的に訪問
	※参照:H12年3月厚生省通知(老計第10号)「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について」、H12年3月厚生省通知(老振第76号)「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」、H25年11月杉並区介護保険課「介護保険に関するQ&A」		
事業所実施	指定介護予防訪問介護事業所	指定介護予防訪問介護事業所	区の委託

訪問型サービスの単位・基準等

介護予防訪問事業

サービスコード	A1 平成27年3月以前に指定を受けた事業者 A2 平成27年4月以降に指定を受けた事業者	人員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者※1 常勤・専従1以上 ○ 訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ○ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 (資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者) <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>
算定単位の取扱い	月包括単価		設備
単位設定	<p>国の規定した訪問型サービス(みなし)の算定構造、単位数の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防訪問事業Ⅰ 週1回程度 月1,168単位(13,315円) ○ 介護予防訪問事業Ⅱ 週2回程度 月2,335単位(26,619円) ○ 介護予防訪問事業Ⅲ 週2回を超える程度 月3,704単位(42,225円) <p>その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※ 1単位11.4円</p>	運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防訪問事業Ⅰ 要支援1・2、事業対象者 ○ 介護予防訪問事業Ⅱ 要支援1・2、(事業対象者) ○ 介護予防訪問事業Ⅲ 要支援2、(事業対象者) 		

自立支援訪問事業

サービスコード	A3	<p>○ 管理者※1 専従1以上</p> <p>○ 従事者 1人以上必要数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は旧訪問介護員養成研修3級課程修了以上の者)</p> <p>○ 訪問事業責任者※2 従事者のうち、1人以上必要 (資格要件:従事者と同じ)</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>※2 要介護者と一体型で運営する場合、要介護者にサービス提供責任者が従事し、事業対象者に訪問事業責任者が従事する。サービス提供責任者は現行の訪問介護の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなして利用者数と計算する。</p>
算定単位の取扱い	実績払い	
単位設定	<p>介護給付の訪問介護生活援助(45分以上)を基準に算定</p> <p>○ 自立支援訪問事業Ⅰ 月4回まで(週1回程度)1回225単位(2,565円)</p> <p>○ 自立支援訪問事業Ⅱ 月5回から8回まで(週2回程度)1回225単位(2,565円)</p> <p>その他、加算等は別紙サービスコード表参照</p> <p>※ 1単位11.4円</p> <p>※ 1回あたりのサービス提供時間は45～60分</p>	
対象	<p>○ 自立支援訪問事業Ⅰ 要支援1・2 事業対象者</p> <p>○ 自立支援訪問事業Ⅱ 要支援1・2 (事業対象者)</p>	<p>○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>○ 必要な設備・備品</p>
		<p>○ 必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>○ 重要事項の説明・同意</p> <p>○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>○ 秘密保持等</p> <p>○ 事故発生時の対応</p> <p>○ 廃止・休止の届出と便宜の提供</p>

訪問型短期集中プログラム

サービス コード	給付管理なし
利用料 の取扱 い	実績払い
利用料	<p>○ 保健師・看護師 810円 ※2 ○ その他の専門職※1 800円 ※2 (1回あたりのサービス提供時間は45～60分)</p> <p>※1理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 歯科衛生士、管理栄養士 ※2 負担割合が1割の場合の利用料金</p>
対象	要支援1・2 事業対象者

※ 訪問型短期集中プログラムは区の直接運営

サービスを組合せた利用

サービスの利用上限の範囲内で、「介護予防訪問事業」と「自立支援訪問事業」を組合せた利用は可とする。

※ 訪問型短期集中プログラムの組合せについては、スライド26を参照。

※ 事業を組合せる場合は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画において、ニーズに基づき、適切な利用回数、専門的支援の必要性を考慮し、サービスの内容を決定。

第1号訪問事業の利用上限について

要支援1、事業対象者 月2,335単位

要支援2、(事業対象者) 月3,704単位

※ 事業対象者は要支援1相当の状態像を想定のもと、原則利用上限は月2,335単位とする。ただし、週2回を超える訪問サービスが必要な場合は、区へ事前の届出と承認が必要。

第1号訪問事業の利用回数ごとの上限単位

週1回程度の利用	月1,168単位
週2回程度の利用	月2,335単位
週2回程度を超える利用	月3,704単位

※ 介護予防訪問事業は、第5週のある月のサービス利用回数について、サービス担当者会議で必要性が判断されれば、介護予防訪問介護と同様の理由により、第5週についてもサービス提供を実施してください。

■ Q & A

1人の対象者が介護予防訪問事業と自立支援訪問事業を組合せて利用する場合、別の事業所を利用することができるか？

対象者の情報やサービス提供の方針を一元化できるため、原則1か所の事業所とする。

介護給付又は介護予防給付の訪問介護と、訪問型サービスの一体運営時の基準(短期集中は除く)

(1) 人員に関する基準

① 介護給付又は介護予防給付の訪問介護(以下「訪問介護」と介護予防訪問事業の一体的実施

- 管理者 常勤・専従1人以上 ※1
- 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)
2.5人にはサービス提供責任者を含めることは可能
- サービス提供責任者

訪問介護と介護予防訪問事業の利用者数	サービス提供責任者数
40人まで	1人
41人～80人	2人
81人～120人	3人
120人～150人	4人※2

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能

※2 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため3人の場合もある。

② 訪問介護・介護予防訪問事業・自立支援訪問事業の一体的実施

- 管理者 常勤・専従1人以上 ※1
- 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)
2.5人にはサービス提供責任者を含めることは可能
- サービス提供責任者・訪問事業責任者

パターン	サービス	利用者数	サービス提供責任者数	訪問事業責任者数
A	訪問介護 介護予防訪問事業 自立支援訪問事業	1～40人	1人	
B	訪問介護 介護予防訪問事業	40人	1人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
C	訪問介護 介護予防訪問事業	41～80人	2人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
D	訪問介護 介護予防訪問事業	81～120人	3人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
E	訪問介護 介護予防訪問事業	121～150人	4人※2	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能

※2 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため3人の場合もある。

(2) 設備・運営に関する基準

	訪問介護と一体的に実施する場合の <u>介護予防訪問事業の基準</u>	訪問介護・介護予防訪問事業と一体的に 実施する場合の <u>自立支援訪問事業の基 準</u>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供

2 通所型サービス(第1号通所事業)

事業の対象者・サービス内容

	介護予防通所事業	自立支援通所事業	通所型短期集中プログラム
対象者像	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動能力や認知機能等の低下により、専門職による身体介護を伴う支援が必要とされるケース ○ 一般介護予防事業や自立支援通所事業の利用が困難なケース、不適切なケース ○ 既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められたケース 	<p>介護等の支援の必要性は低い、身体機能の維持・向上のため、何らかの通所サービスが必要なケース。(認知機能の低下がなく、必要とする支援の内容を自分で判断できるケース)</p>	<p>体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p>
サービス内容	<p>現行の通所介護相当のサービス内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に現行の通所介護相当のサービス内容 ○ 身体介護等の支援は、介護予防通所事業より低く設定 	<p>利用者の課題・目標に対応する2つのプログラムを設定し、短期間集中的にサービスを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活行為向上プログラム 低下したADL・IADLの改善と日常生活の活動性を高めるプログラム ② 運動器機能向上プログラム 低下した運動機能を改善し、生活機能の向上を図る、運動を中心としたプログラム
事業所実施	<p>指定介護予防通所介護事業所</p>	<p>指定介護予防通所介護事業所</p>	<p>区の委託</p>

通所型サービスの単位・基準等

介護予防通所事業

サービスコード	A5 平成27年3月以前に指定を受けた事業者 A6 平成27年4月以降に指定を受けた事業者	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○ 生活相談員等 専従1人以上 ○ 看護職員 専従1人以上 ○ 介護職員 ～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ○ 機能訓練指導員 1人以上 (機能訓練指導員:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師) ※東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)第17条第3項を同じ基準とする。
算定単位の取扱い	月包括単価	
単位設定	<p>国の規定した通所型サービス(みなし)の算定構造、単位数の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防通所事業1 週1回程度 月1,647単位(17,952円) ○ 介護予防通所事業2 週2回程度 月3,377単位(36,809円) <p>その他、加算等は別紙サービスコード表参照</p> <p>※ 1単位10.9円</p>	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防通所事業1:要支援1、事業対象者 ○ 介護予防通所事業2:要支援2、(事業対象者) 	
		<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品
		<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

自立支援通所事業

サービスコード	A7	人員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ○ 看護職員 専従1人以上 ○ 従事者 事業所の単位ごとに、サービス提供時間帯に介護職員(専ら当該自立支援通所事業の提供に当たる者に限る)が勤務している時間数の合計を当該自立支援通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては1に15人を超える部分の数を10で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数 ※要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、指定通所介護事業所の人員基準に該当する必要がある。 	
算定単位の取扱い	実績払い		設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ○ 必要な設備・備品 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備
単位設定	<p>国の規定した通所型サービス(みなし)の算定構造、単位数の通り(送迎については、介護給付の送迎減算を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援通所事業1(送迎あり) 月4回まで(週1回程度) 1回378単位(4,120円) ○ 自立支援通所事業1(送迎なし) 週1回程度 1回284単位(3,095円) ○ 自立支援通所事業2(送迎あり) 月5回から8回まで(週2回程度) 1回378単位(4,120円) ○ 自立支援通所事業2(送迎なし) 週2回程度 1回284単位(3,095円) <p>その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※1回あたりのサービス提供時間は120分以上 ※1単位10.9円</p>		運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出の便宜の提供
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援通所事業1:要支援1・2、事業対象者 ○ 自立支援通所事業2:要支援2、(事業対象者) 			

通所型短期集中プログラム

サービス コード	給付管理なし
利用料 の取扱 い	月包括払い
利用料	<p>○生活行為向上プログラム 週2回 3,800円（送迎なし3000円） 週1回 1,900円（送迎なし1500円）</p> <p>○運動器機能向上プログラム 週2回 4,000円（送迎なし3,200円） 週1回 2,000円（送迎なし1,600円）</p> <p>※ 生活行為向上プログラムは別途食費 ※ 負担割合が1割の場合の利用料金</p>
対象	要支援1・2 事業対象者

※ 通所型短期集中プログラムは区の直接運営

■ Q & A

自立支援訪問事業、自立支援通所事業の「必要に応じ、個別サービス計画の作成」の、「必要に応じ」とは？

- ・ サービス提供開始時は、サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等を把握し、個別サービス計画を作成してください。初回個別サービス計画の「サービス提供を行う期間」については、サービス担当者会議にて協議のうえ決定します。その後の計画作成の必要性は、サービス提供を行う期間の終了時にサービス担当者会議等で決定します。
- ・ 利用者の心身の状況や環境等に変化がない場合は、照会等による確認も可能です。協議の結果、計画を変更する必要がないと判断された場合は、サービス提供を行う期間のみ更新します。
- ・ 認定更新等の際のサービス担当者会議時、年に1回程度は個別サービス計画作成の必要性についての検討が行われることを想定しています。

通所型サービスの利用上限について

要支援1,事業対象者 月1,647単位

要支援2,(事業対象者) 月3,377単位

介護給付又は介護予防給付の通所介護(以下「通所介護」と)と自立支援通所事業との一体的な運営について(短期集中は除く)

必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響を与えない配慮が必要である。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

自立支援通所事業と通所介護、介護予防通所事業を同一事業所で提供する場合の区分方法として、以下の実施方法が考えられる。

1. 別の部屋で実施
2. 部屋を区切って実施
例)パーティション等により機能訓練室を仕切って実施
3. 時間帯を分けて実施
例)午前は介護予防通所事業、午後は自立支援通所事業を実施
4. 曜日を分けて実施

通所介護と通所型サービスを一体的に運営する場合の基準

1. 通所介護と介護予防通所事業を一体的に運営する場合、通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施する場合と同様に、人員・設備に関して通所介護の基準を満たしていれば、介護予防通所事業の基準を満たしているものとする。
2. 通所介護、介護予防通所事業、自立支援通所事業を一体的に運営する場合、設備に関して通所介護の基準を満たしていることとし、人員に関しては
 - 通所介護と介護予防通所事業については、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と介護予防通所事業の対象となる利用者(要支援者等)との合算で、人員を配置し、
 - これとは別に自立支援通所事業については、当該サービスの利用者(要支援者等)数で人員を配置することとする。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A平成27年8月19日版から引用

(1) 人員に関する基準

	通所介護と一体的に実施する場合の 介護予防通所事業の基準	通所介護・介護予防通所事業と一体的に 実施する場合の自立支援通所事業の基 準
管理者	常勤・専従1人以上	常勤・専従1人以上
生活指導員	専従1人以上	—————
看護職員	専従1人以上 (利用定員10名以下の場合は、看護職員1人以上又は介護職員専従1人以上)	専従1人以上 (利用定員10名以下の場合は、看護職員1人以上又は介護職員専従1人以上)
機能訓練指導員	1人以上	—————
介護職員	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.2人以上	—————
従事者	—————	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.1人以上
その他		※ 自立支援通所事業を一体的に実施する場合、要介護者への対応を考慮し、介護スタッフは通所介護で設置基準の介護職員とする。

利用定員は要介護者、要支援者、事業対象者を合わせた人数とする。

(2) 設備・運営に関する基準

	通所介護と一体的に実施する場合の介護予防通所事業の基準	通所介護・介護予防通所事業と一体的に実施する場合の自立支援通所事業の基準
設備	<p>要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品 	<p>要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ○ 食堂・機能訓練室の必要面積も、要支援者・事業対象者を含め算出とする
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等

3 訪問型サービス・通所型サービスの 事業者指定

みなし指定の規定

- 平成27年3月31日以前に指定された訪問介護・通所介護事業者については、経過措置として法施行時(平成27年4月1日)に、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定をみなすこととしている。
- 一方、平成27年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、それぞれの市町村に更新申請が必要になる

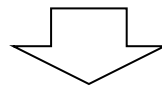
<みなし指定の対応表>

既存の指定(平成27年3月31日)	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定(以下「みなし指定」という。)
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

訪問型・通所型サービスの事業者の指定について

	事業名	みなし指定	区内事業所	区外事業所
(第1号訪問事業) 訪問型サービス	介護予防訪問事業	あり	○	○
		なし	○	○
	自立支援訪問事業	あり	○	
		なし	○	
(第1号通所事業) 通所型サービス	介護予防通所事業	あり	○	○
		なし	○	○
	自立支援通所事業	あり	○	
		なし	○	



杉並区外の事業所で、自立支援訪問事業と自立支援通所事業の実施予定は、現時点ではありません。

みなし指定

平成27年3月31日以前に指定された訪問介護・通所介護事業者については、経過措置として法施行時(平成27年4月1日)に、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定をみなすこととしている。

一方、平成27年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、それぞれの市町村に更新申請が必要になる

みなし指定の有効期間

平成27年4月1日より平成30年3月31日まで

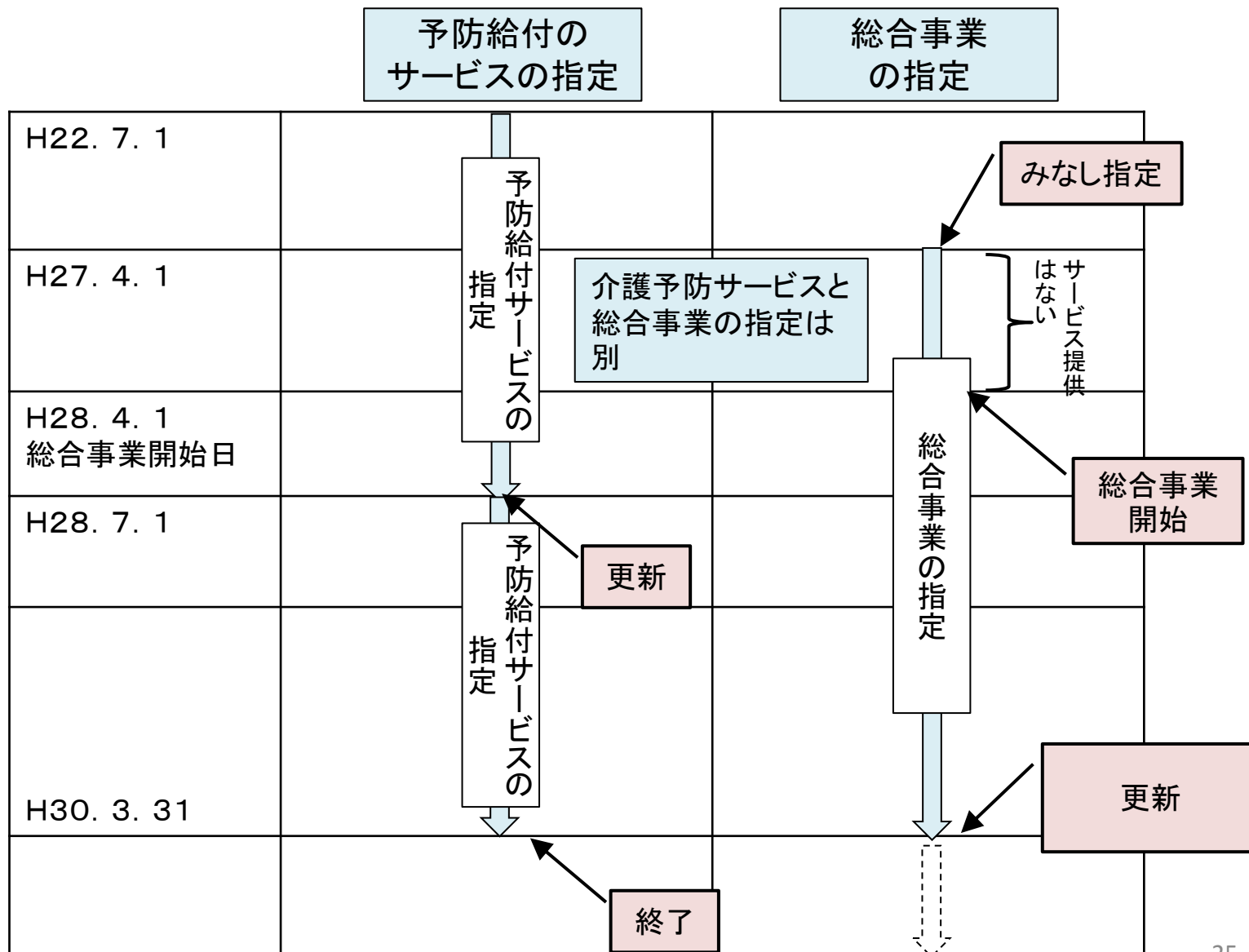
予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあたっては、みなし指定について「特段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

注意！

総合事業と介護予防サービス(介護サービスも同じ)の指定期間とは違っているため、平成29年度まで介護予防サービスを提供する場合であって、平成28年度途中で指定期間が切れる事業所は、東京都へ介護予防サービスの指定の更新手続きをしてください。手続きが漏れると、介護予防サービスの提供が不可能となります。

例:平成22年7月1日に指定を受けた事業所の場合



事業者指定に必要な申請

①平成27年3月31日時点で都の指定を受けている指定介護予防サービス事業者(みなし指定の事業所)

事業名 ()内はガイドラインの標記	杉並区への申請	区サービスコード
介護予防訪問事業(現行の訪問介護相当) 介護予防通所事業(現行の通所介護相当)	不要 ※	A1 A5
自立支援訪問事業(訪問型サービスA) 自立支援通所事業(通所型サービスA)	必要	A3 A7

②平成27年4月1日以降に都の指定を受けた指定介護予防サービス事業者

事業名 ()内はガイドラインの標記	杉並区への申請	区サービスコード
介護予防訪問事業(現行の訪問介護相当) 介護予防通所事業(現行の通所介護相当)	必要	A2 A6
自立支援訪問事業(訪問型サービスA) 自立支援通所事業(通所型サービスA)	必要	A3 A7

※ 定員が19人以上の指定介護予防通所事業所は、東京都の介護予防通所介護指定申請時に提出した書類一式(写し)を、事業開始時まで区に提出することとする。

みなし指定の効力の範囲

■みなし指定の有効期間中
⇒全市町村に効力が及ぶ

■有効期間満了後、更新した場合
⇒各市町村域の範囲内で効力が及ぶ

被保険者	総合事業実施時期	事業所所在地	みなし指定の有効期間中	有効期間満了後のサービス提供について
杉並区	H28.4月	杉並区事業所	提供できる ※1	杉並区から指定の更新を受けることでサービス提供が可能となる。
		A市事業所	提供できる ※1	杉並区民に引き続きサービスを提供する場合、杉並区に指定の更新を受けることでサービス提供が可能となる。
A市	H29.4月	杉並区事業所	H28.4月～H29.3月末: 予防給付 ※2 H29.4月～H30.3月末: 総合事業	A市からも指定されることでサービス提供は可能。

※1 要支援認定を受けている利用者には、認定が更新されるまでは「予防給付」で対応する。

※2 他市が総合事業実施時、一斉移行とするのか、または要支援更新者は更新ごとに移行とするのかによって異なる場合がある。